

公募型プロポーザルの実施（公告）

第 3 次平戸市総合計画策定業務について、次のとおり公募型プロポーザルによる委託業者の選定を行うので公告する。

令和 8 年 5 月 20 日

平戸市長 松 尾 有 嗣

1. 業務概要

- (1) 業務名 第 3 次平戸市総合計画策定業務委託
- (2) 業務内容 第 3 次平戸市総合計画業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日まで
- (4) 委託料上限額（令和 8 年度及び令和 9 年度）
20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 各年度の委託料支払上限額
令和 8 年度 5,100,000 円 令和 9 年度 14,900,000 円

2. 参加資格

- このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 総合計画策定業務を行う体制を有し、過去 3 年以内に本業務と同種又は類似業務について、地方公共団体等への支援実績があること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く）。
 - (6) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有しないこと。
 - (7) 平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、令和 7・8 年度平戸市物品入札参加資格の計画策定業務に登録があること。
 - (8) 募集開始日（公表日）から契約の締結日までの間において、平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。

3. 参加申込書の提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時必着（郵送又は持参）

4. 業務委託者選定方法

第 3 次平戸市総合計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領のとおり行う。

5. 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市財務部企画課政策企画班にて交付するほか、平戸市ホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

6. 問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3
平戸市財務部企画課政策企画班
電話番号 0950-22-9111
F A X 0950-22-5178
電子メール seisakukikaku@city.hirado.lg.jp